※桁数／行、各フォントサイズは、省令別記様式を基にした参考値であり、本値に近い値であれば可とする。
※「－」は定めがないことを示している。

No.	繰り返し	大分類	小分類	備考	帳票 0060009 投票所入場券（封書）	0060010 投票所入場券（圧着はがき（個人））	0060011 投票所入場券（圧着はがき（世帯2人））	0060012 投票所入場券（圧着はがき（世帯4人））	0060013 投票所入場券（圧着なしはがき）	0060058 （国民投票）投票所入場券（封書）	0060059 （国民投票）投票所入場券（圧着はがき（個人））	0060060 （国民投票）投票所入場券（圧着はがき（世帯2人））	0060061 （国民投票）投票所入場券（圧着はがき（世帯4人））	0060062 （国民投票）投票所入場券（圧着なしはがき）	諸元表 内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数／行 ※文字数	文字フォント	和暦・西暦	文字揃え	文字溢れの対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
16			性別	選挙人の性別は表記しない。ただし、事務処理上、男女の別が判別できるよう、任意選択により記号の印字を可能とする	任意	任意				任意	任意				「男」/「女」の別を記載	1	無	全角	1	IPAmj明朝	－	左	－	空白	12	8	フォントサイズは形式に応じて12pt、10pt、8ptで調整可能とする 圧着はがき（世帯4人）の場合は6pt
17			投票日時	繰上投票となる場合は、投票日時にその旨を識別する「（繰上）」を印字する	○	○				○	○				令和99年99月99日　午前99時～午後99時	2	無	全角／半角	25	IPAmj明朝	－	左	－	空白	12	8	フォントサイズは形式に応じて12pt、10pt、8ptで調整可能とする 圧着はがき（世帯4人）の場合は6pt
18			投票所	共通投票所を設けている場合は、投票場所に共通投票所の場所を記載し、その旨を識別する「（共通）」を印字する（標準オプション）	○	○				○	○				－	2	無	全角／半角	25	IPAmj明朝	－	左	○	空白	12	8	フォントサイズは形式に応じて12pt、10pt、8ptで調整可能とする 圧着はがき（世帯4人）の場合は6pt
20			投票所案内図	各市区町村の判断により案内図の出力を設定可能とする　※投票所案内図を出力しない場合に任意記載欄として利用可能とする	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
19			投票所住所		○	○				○	○				都道府県名＋市区町村名＋字＋地番＋△＋方書	1	有	全角	30	IPAmj明朝	－	左	○	空白	12	8	
21			受付用バーコード		○	○				○	○				名簿番号（15桁）、選挙期日（投票期日）（8桁）、全国地方公共団体コード（6桁）、選挙／国民投票区分（1桁）を含む情報	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
22			任意記載欄	各市区町村の判断によって、案内等の情報の任意での追加が可能となるよう、十分なスペースを確保する	○	○				○	○				－	－	無	全角／半角	※規定しない	IPAmj明朝	－	左	○	空白	12	8	フォントサイズは形式に応じて12pt、10pt、8ptで調整可能とする
23		事務処理欄	到着番号（受付番号）		○	○				○	○				（記入欄のため空白）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
24			名簿対照		○	○				○	○				（記入欄のため空白）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
25			投票方法		○	○				－	－				（記入欄のため空白）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
26	○		投票投票用交付	選挙ごとに記載する（9選挙分）	○	○				○	○				＜選挙を識別する2文字の情報を記載＞	9	無	全角	2	IPAmj明朝	－	左	－	空白	8	6	圧着はがき（世帯4人）の場合は5pt

様式に関する備考

＜投票所入場券＞
○タイトルの名称は、任意に設定可能とする。
○選挙人の性別は表記しない。ただし、事務処理上、男女の別が判別できるよう、任意選択により記号の印字を可能とする（氏名欄の右）。
○繰上投票となる場合は、投票日時にその旨を識別する「（繰上）」を印字する。
○連絡先は、複数の連絡先を印字可能とする。
○省令第五条第十三項及び第十八項に掲げる帳票について、宛名は、連名で記載する。
○省令第五条第十三項及び第十八項に掲げる帳票について、使用しない選挙人欄は「＊」を印字する。
○省令第五条第十四号及び第十九号に掲げる帳票を除く帳票について、投票所案内図を出力しない場合に任意記載欄として利用可能とする。
○投票用紙交付欄の記載は、例示であり、開催される選挙に応じて任意に設定可能とする。
○（標準オプション）簿冊を振り分ける場合、簿冊番号を印字する。
○（標準オプション）共通投票所を設けている場合は、投票場所に共通投票所の場所を記載し、その旨を識別する「（共通）」を印字する。
＜宣誓書（兼請求書）＞
○事由の名称は、任意に設定可能とする。
○省令第五条第十号及び第十五号に掲げる帳票について、（標準オプション）請求日、氏名（漢字、フリガナ）、住所、生年月日から印字する項目を手書き（空白）か、システム印字か選択可能とする。